



ひととひととを
むすぶ情報紙

みやぎNPOプラザ情報

2013 JUNE

Vol.74

One to One

名取市で市民活動支援事業が再開 「その気にさせる企画書の書き方講座」を開催

名取市では、東日本大震災の地震被害で使用できなくなり一時閉鎖を余儀なくされていた市民活動支援センター(以下、支援センター)を平成24年10月1日に仮設のプレハブで再開しました。現在は、3つの会議室、印刷機・コピー機がある作業室、2つの貸事務室、ロッカー、レターケースの貸し出しなどを行っています。そして、来年度には、新しい支援センターが建設される予定となっています。

市民活動支援事業の再開

本年度は、震災の影響で2年間中断していた「協働提案事業」も復活し、平成22年に採択され平成23年に実施予定であった事業の実施も検討されています。この事業は、名取市が市民活動団体の持つ特性やアイデアを活かし、多様化する市民ニーズに応え、公共サービスの向上につなげる協働のまちづくりの一環として取り組んできたものです。この6月には、来年度実施する「協働提案事業」の公募が行われました。

同時に、市民活動の運営を支援するための「市民活動運営支援業務」も開始しました。平成



▲新しいセンターで講座開催中

25年度は特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるに業務を委託し、市民活動のための講座を3回、専門家による専門

相談会を3回、なんでも相談会を12回開催します。

その第1回目の講座「その気にさせる企画書の書き方講座」が、6月12日に支援センター会議室1で開催されました。8団体13名が参加し、名取市からの「協働事業提案募集」についての説明を聞いた後、杜の伝言板ゆるる代表理事の大久保朝江氏を講師に、企画書の書き方について学びました。

講座では、企画書を書く前に、なぜその事業を実施するのか、その事業は「自分達がやりたいこと」だけではなく、本当に地域にその課題が存在し、その課題を解決に取り組むことであるか、そのための手段と過程は適正か、団体にその事業を実施するだけの体制が組めているか、取り組む範囲が具体的にわかり

やすく書かれているか、その費用は妥当なものかどうか、その団体を知らない人が読んでもわかるように書かれていることが大切だ、という話を聞きまし



▲魅力的な企画書の書き方をレクチャー

た。参加された方からは、「活動のあり方を再認識することができた」「自己満足ではなく地域の方々が困っていることを解決することが目的というのが印象的でした」という感想が寄せられました。

市民参画促進のための市民活動支援を

また、6月20日には、市民活動のための専門相談「設立運営助成申請相談会」も開催。4団体から助成金の申請書の書き方や事業計画の策定のコツ、法人化するときの検討事項などについて個別に相談を受けました。今後は、7月8日に広報に関わる講座「活動が伝わるパンフレットを作るコツ」が、また、9月と11月に専門相談会、2月に会計講座が予定されています。

被災した市町村が少しずつ復興への道を歩む中、多様な視点で地域の課題解決に取り組む市民活動への期待も高まっています。

◎名取市市民活動支援センター

〒981-1232 名取市大手町5-6-1
TEL:022-382-0829 FAX:022-382-0841

[開館時間]

月～土曜日 9:30～21:30 日曜・祝日 9:30～17:30
※毎週火曜休館

◎問い合わせ先

男女共同・市民参画推進室

〒981-1292 名取市増田字柳田80
TEL:022-384-2111 (内線) 331・337

話し合うまち「みんなの声が活かせる！」 大崎市協働のまちづくりフォーラム

大崎市は、平成18年3月に古川市をはじめとする、1市6町が合併して以来、市民と行政が共に歩む「協働のまちづくり」を進めています。伝統や文化、地域課題にも違いがある7地域が共に歩んでいくために、現在、「(仮称)大崎市協働のまちづくり条例」制定に向けた取り組みを行っています。

条例を作るにあたって…

まずは、「協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ会議」を立ち上げ、大崎市が何を目指し、“どんなまちにしたいか”、“大崎市に今後必要なものは何か”など、条例素案や市民自治行動計画などについて、8回の議論を重ねました。検討にあたっては、それぞれの地域の特性や実情を把握する必要があることから、まちづくり協議会にフィードバックするなど、より多くの市民の意見を聞く機会を設けました。構成員



は、まちづくり協議会及び地域づくり委員会に所属する市民等、市職員及び学識経験者など27名で構成されました。

パートナーシップ会議から受けた報告書をもとに、協働のまち

づくり条例の骨子、素案そのほか必要と認められる事項に関し、調査および審議を行う「大崎市協働のまちづくり条例策定委員会」を設置しました。

『大崎市協働のまちづくりフォーラム』を開催

平成26年1月の条例施行を目指して、大崎市と大崎市協働のまちづくり条例策定委員会では、地元の間支援組織であるNPO法人おおさき地域創造研究会と協働し、『大崎市協働

のまちづくりフォーラム』を開催しています。

第1回目を4月に開催し、地元の高校生を含む100名以上の大崎市

民が参加したのを受け、先日6月15日(土)に開催された第2回目では、昼・夜の二回開催し、合計120名以上の参加がありました。年齢層も幅広く、中には、東京・埼玉から、故郷大崎市のまちづくりのために参加された方もいました。

当日は、NPO日本ファシリテーション協会会員で、福岡県直方市の職員でもある梅原達巳さんの進行で、今までの取り組みから生まれた「大崎市協働のまちづくり条例骨子(案)」についてのワールドカフェ※によるグループ討議を行いました。条例の核にある「話し合い」を重要視し、誰にでもわかりやすく、誰もが参加できるまちづくりを目指した内容にするため、意見を出し合いました。

フォーラムの最後には、策定委員から「この条例は、作って終わりではない。市民のものにしていかなければならない」との言葉がありました。

このような「話し合い」を主軸にした条例づくりは、全国でもあまり見られない取り組みです。平成26年1月の条例施行を目標に、市民とNPOと行政が協働し、多様化・高度化する地域課題と向き合い、今後さらに「話し合い」を重ねていきます。

※人々がオープンに会話をし、自由にネットワークを築くことのできる「カフェ」のような空間でこそ創発されるという考えに基づいた話し合いの手法



宮城県 震災復興担い手NPO等支援事業

「宮城県震災復興担い手NPO等支援事業」は、内閣府の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業交付金」を活用して、宮城県が実施する、NPO等※による被災地の復興等に向けた取組を支援することにより、NPO等の基礎的能力強化を図る取組や高い運営力を有するNPO等を育成し、東日本大震災で被災した地域の中長期的な復興・支援活動を促進する事業です。

宮城県内における復興支援活動や被災者支援活動、また県外への避難者に対する支援活動を行うNPO等、また、それらのNPO等と地方公共団体の協議体を対象に補助金を交付します。

対象事業は、被災者のカウンセリング、子どものケア、防災等の支援テーマにあった分野での研修等を実施することにより、NPO等の専門的な知識やノウハウを身につける「人材育

成」と、地域や支援団体間の情報共有・ノウハウの移転などによる「ネットワーク形成」に資する事業です。こうした事業を通じ、復興の担い手として大きな役割を果たすNPO等の運営力を高めることで、宮城県の今後のスムーズな復興に繋がっていくことが目的です。

県内7カ所で開催した事業説明会には、合計で66名の方が参加され、復興・支援事業への関心の高さが見られました。

募集は、6月14日で締め切れ、応募総数は64件でした。今後、一次審査を経て、7月1日に二次審査を実施し、予算額(6,750万円)の範囲で採択事業が決定される予定です。

※この支援事業におけるNPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織をいいます。

総会後のひと仕事

NPO法人の方は要チェック

宮城県内のNPO法人の皆様、総会は終わりましたか？NPO法人は、毎年、総会が終わった後、3ヶ月以内に、事業報告書などを所轄庁へ提出しなければなりません。総会を終えてほっと一息ついた後、しなければならない所轄庁への報告や法務局への登記など諸手続きについて、振り返ってみましょう。

毎事業年度終了後、所轄庁に提出する書類には、下記のようなものがあります。

◎毎事業年度終了後、所轄庁に提出する書類

- ・事業報告書
- ・計算書類(活動計算書・貸借対照表)
- ・財産目録
- ・年間役員名簿
- ・前事業年度の末日における社員(議決権のある会員、正会員)のうち10人以上の者の名簿

役員を変更したら…

役員(理事・監事)の氏名・住所などに変更があった場合には、所轄庁へ届け出る必要があります。「新任」「再任」「任期満了」「死亡」「辞任」「解任」「住所等の異動」「改姓・改名」がそれにあたります。たとえ全役員が再任でメンバーに変更がなくても、届け出は必要です。

なお、法務局へは代表者に変更があった場合に変更届けが必要です。

定款を変更したら…

定款変更の内容によって、「所轄庁の認証が必要な場合」と「所轄庁の認証を必要としない場合」があります。下記の10項目に係る変更は、所轄庁の認証が必要です。

◎所轄庁の認証が必要な定款変更の項目

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) 特定非営利活動の種類と事業の種類
- 4) 所轄庁の変更が伴う事務所の所在地
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関わる事項
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合の、その種類と事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項(残余財産に帰属すべき者に係るものに限る)
- 10) 定款の変更に関する事項

その他、仙台市が所轄庁の場合は、事業報告書等提出書が必要です。なお、上記の事業報告書等が3年以上未提出の場合は、NPO法人の認証を取り消される場合があります。できれば、NPO法人会計基準に則した会計報告を作成し、財務諸表の注記も記載すると、事業ごとの収支の動きが分かりやすいでしょう。

所轄庁への報告のほかにも、法務局への登記事項として忘れてならないことは、「資産の変更登記」です。「資産0」で始まったNPO法人の資産は、年度毎に変わります。そのため、資産の変更登記も毎年必要なのです。本来であれば、事業年度終了後2ヶ月以内に登記しなければなりません。総会が後になる場合は、終了後速やかに登記してください。資産変更に関しては、所轄庁の認証を受ける必要はなく、法務局に届出をすることで変更されます。たとえ正味財産が「0」の場合でも「資産総額0円」として登記し、正味財産がマイナスの場合は「資産総額0円(債務超過額〇〇〇円)」として登記する必要があります。変更登記を怠ってしまうと20万円以下の過料を請求される場合がありますので、注意が必要です。

定款の変更が必要

昨年4月の改正NPO法の施行に伴い、それ以前に認証になったNPO法人のほとんどが、定款を変更する必要があります。例えば、「収支決算」が「活動決算」へ、「収入」が「収益」へ、「支出」が「費用」へなど軽微な文言の変更は、所轄庁に届け出だけで変更されます。これを機に、自団体の定款を理事会等で、再度読み合わせをし、理解を深めた上で、運営しやすい定款へ変更されることが望まれます。定款変更は総会の議決事項です。総会で承認を受ける前に、所轄庁や最寄りのNPO支援センターなどへ相談することをお勧めします。変更時期については、現時点で定められていませんが、できるだけ早い対応が必要でしょう。

定款の変更にあたり所轄庁に提出された書類は、受理した日から2か月間市民に公開されることになり、所轄庁は、4か月以内に認証または不認証の決定を行います。認証後、NPO法人は、主たる事務所を管轄する法務局に2週間以内に、従たる事務所を管轄する法務局には、3週間以内に、変更の登記を行わなければなりません。登記終了後、NPO法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります。

NPO法や税法が改正され、認定NPO法人を目指す団体も増えてきました。日々、団体のミッションのために一生懸命に活動し、認定の要件(パブリックサポートテストなど)がクリアしていても、毎年しなければならない届出や登記を忘れてしまうと、申請の際、不利になることもあります。最悪の場合は、また2年間待つことになりかねません。法令を守って運営していくことは、NPO法人としての義務です。忘れずに、総会、所轄庁、法務局のルートを進みましょう。

- 申込: 講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい
●主催: 宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施: 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

記者が明かすマスコミの使い方10カ条 ～伝わる取材依頼を書こう!～

ホームページやfacebookなどを使い、情報発信が自らできる時代になっても、新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアで紹介される威力は、依然絶大です。

では、どうしたら自分たちの願い通りにマスコミに取り上げてもらえるのか?今回はそのコツを、プレスリリース(取材依頼)の書き方を軸に、実践的に学びます。プレスリリースを受け取る側が明かす「思わず取材したくなるポイント」をつかめば、情報発信の質は飛躍的に高まります。

- 日 時: 9月11日(水) 13:30~15:30
- 講 師: 大泉大介さん(河北新報社 編集局デジタル編集部)
- 対 象: NPOや市民活動団体のメンバー・スタッフなど
- 定 員: 20名(申込先着順)
- 参加費: 800円
- 持ち物: これまで実際に作成した時のプレスリリース(文面やチラシなど)がある方はご持参ください

■会計・税務相談 →7/25(木)、8/29(木)

日々の会計業務から決算書作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい税理士が、ご相談をお受けします。

- ◎相談対応: [7/25]成田由加里さん(税理士)
[8/29]小山かほるさん(税理士)

新登場!

■初心者向けITなんでも相談→8/22(木)

ホームページやブログの作り方、FacebookなどのSNSの活用方法など、ITを活用したNPOの情報発信についてアドバイスします。

- ◎相談対応: 石澤圭太さん(ウェブスパイス代表)

■法人設立・団体運営相談 → 毎週水曜日

NPOの設立や法人申請書類の書き方、NPOが活動の中でぶつかる様々な問題について、乗り越えるためのアドバイスをいたします。

- ◎相談対応: 大久保朝江(みやぎNPOプラザ館長)

- 時 間: 13:00~17:00(相談時間: 1団体1時間程度(定員3団体))
- 申込方法: 所属団体・参加者氏名・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、下記連絡先までお申し込み下さい。
- 申込締切: 開催日の6日前

みやぎNPOプラザ 事務室&ショップ・ギャラリースペース使用団体募集!!

みやぎNPOプラザでは、NPOや市民活動団体の皆さんに、活動拠点になる事務室をお貸します。皆さんの熱い想いを実現するため、プラザの事務室を活用してみませんか?見学も随時お受けします。

- 募集施設および募集団体数 事務室(中)約9m²…1団体 ショップ・ギャラリー約10m²…1団体
使 用 料 事務室(中)…月額9,000円 ショップ・ギャラリー…月額10,000円
使用開始および使用期間 平成25年10月1日(火)~(最長3年)

スケジュール

- 募集(申込)開始 8月1日(木)
- 募集(申込)締切 8月25日(日)
- 公開ヒアリング・選考 9月3日(火)
- 選考結果連絡 9月4日(水)

■新規のNPO法人認証団体 (2013.4.11~2013.6.10)

団 体 名	所在地	活 動 内 容	認証日
宮 鹿妻・希望の社	東松島市	東松島市内に住む高齢者や虚弱者、障害者を含む市民に対して、地域福祉に関する事業	4/22
わ	名取市	障害福祉サービス事業所の運営	5/17
城 ざおう森の回廊	刈田郡蔵王町	人材育成事業や自然環境の保護に関する事業を通じた、蔵王エリアを中心とする地域社会の活性化	5/20
県 あすわ	気仙沼市	エコツーリズムの促進及び防災啓発、環境保全などの事業を通じた気仙沼地域の振興	5/20
等 ウィメンズアイ	登米市	女性の社会参加の促進を通じた安心・安全な社会づくり	5/27
生命と環境保全	白石市	環境保全に関する人材育成事業及び環境保全に取り組む人々との交流事業等	5/28
仙 ガーネットみやぎ	青葉区	自立に必要な物資の集積・管理・配布事業、地域の特性を生かした産業創出の機会づくり事業、外部支援団体のコーディネート事業等	4/12
市 宮城・ミャンマー友好協会	若林区	ミャンマーとの国際交流活動・支援事業、ミャンマー経済貿易・投資推進事業、ミャンマーの教育向上支援・人材育成の事業等	4/22

宮城県のNPO法人数 724団体 (平成25年6月10日現在)

宮城県等所轄328団体 仙台市所轄396団体
※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

団 体 名	所在地	活 動 内 容	認証日
煌の会	宮城野区	障害福祉サービス事業所の運営、フリースペースの運営、フリースクールの運営等	4/26
仙台グリーンケア研究会	青葉区	グリーンケアの啓発および普及に関わる事業、グリーンケアを実践する事業、グリーンケアの概念の根本にある心のケアに関して、これを啓発及び普及する事業等	5/16
仙 おりざの家	太白区	食育推進事業、家族支援事業	5/16
台 日本・ネパール文化交流倶楽部	宮城野区	国際交流・普及事業、国際支援事業	5/23
市 STELA	宮城野区	再生可能エネルギーの賦存量調査とその普及促進に関わる事業、環境保全の啓蒙に関わるセミナー及びイベント事業、風況調査事業等	5/27
カタバルト・D・センダイ	泉区	夢を持つ価値を伝える活動事業、夢実現のための支援事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業	5/30
みやぎ絆ネットワーク	青葉区	フットケア研修及び普及事業、褥瘡ケア研修及び普及事業、学習会及び講演会を開催する事業	6/6